

老発第473号

平成12年5月1日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生省老人保健福祉局



介護サービス適正実施指導事業の実施について

介護保険制度の導入により、これまで行政措置によって提供されていた高齢者福祉サービスが、利用者の選択と判断に基づく契約による利用へと切り替わる。

介護保険制度の中には、都道府県による監査や都道府県国民健康保険団体連合会あるいは市町村による苦情対応といったサービスの質の確保を図るために措置が盛り込まれているが、これらに加えて、都道府県及び市町村においては、契約制度を前提にした介護サービス利用者の一層の保護を図るために、サービスの質の向上や適正な実施に資する事業に積極的に取り組むことが望まれる。

このため、今般、介護サービス適正実施指導事業として、以下の各実施要綱を定めたので、管下市町村に対して周知徹底を図り、本事業の円滑な実施について御協力を賜りたい。

介護サービス適正実施指導事業について

1 事業の種類

- (1) 介護相談員派遣等事業
- (2) ケアプラン指導研修事業
- (3) サービス適正契約普及事業
- (4) サービス事業者振興事業
- (5) 地域サービスマップ作成事業
- (6) 福祉用具購入・住宅改修事業者研修事業
- (7) 痴呆性老人グループホーム適正実施指導事業

2 事業の実施及び運営

各事業の実施及び運営は、次によること。

- (1) 介護相談員派遣等事業実施要綱（別添1）
- (2) ケアプラン指導研修事業実施要綱（別添2）
- (3) サービス適正契約普及事業実施要綱（別添3）
- (4) サービス事業者振興事業実施要綱（別添4）
- (5) 地域サービスマップ作成事業実施要綱（別添5）
- (6) 福祉用具購入・住宅改修事業者研修事業実施要綱（別添6）
- (7) 痴呆性老人グループホーム適正実施指導事業実施要綱（別添7）